

通所介護及び総合事業通所介護 重要事項説明書

〈令和7年1月1日現在〉

1. 事業の目的

社会福祉法人井原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する井原市社会福祉協議会指定通所介護事業所及び総合事業通所介護事業所（以下「事業所」という。）は介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅サービスに該当する通所介護及び総合事業通所介護（以下「サービス」という。）を提供することを目的とします。

2. 運営方針

- (1) 事業所の通所介護の職員は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感を解消し心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- (2) 事業所の総合事業通所介護の職員は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉等各機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 事業所が提供するサービスについての相談及び苦情窓口

電話番号 0866-62-9200 FAX 0866-62-9202

担当（管理者） 仕田原 和恵

※上記以外に、井原市、県、国保連の相談、苦情窓口にご相談及び苦情を伝えることができます。 井原市介護保険課 TEL 0866-62-9519
岡山県国民健康保険団体連合会 TEL 086-223-8811

4. 事業所の概要

(1) 事業所名及び所在地

事業所名 井原市社会福祉協議会指定通所介護事業所

所在地 岡山県井原市西江原町2936番地1

(2) 通常の事業実施地域

井原市

(3) 職員体制（通所介護サービス及び総合事業通所介護サービスを提供する職員）

【（ ）内は全職員数、〔 〕内は1日標準職員数】

- 1 管理者 (常勤職員1名)〔1名〕
- 2 生活相談員 (常勤職員1名以上)〔1名〕
- 3 介護職員 (常勤職員2名以上・非常勤職員3名以上)〔5名〕
- 4 看護職員 (常勤職員1名以上)〔1名〕
- 5 機能訓練指導員 (常勤職員1名以上・非常勤職員1名以上)〔2名〕

- 6 栄養士 (常勤職員1名以上)〔1名〕
 7 調理員 (非常勤職員1名以上)〔1名〕

(4) 設備の概要

定員	35名(通常規模型通所介護)	静養室	2室 69.45㎡
食堂及び機能訓練室	3室 216.14㎡	相談室	1室 18.00㎡
浴室(一般浴室)	30.16㎡	浴室(特殊浴室)	33.00㎡
送迎車	6台		

(5) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く。

営業時間 8:30～17:15

サービス提供時間 10:00～15:30

5. サービスの内容

- (1) 送迎 障害の程度、地理的条件などにより送迎を必要とする利用者に専用車両により送迎を行います。
- (2) 食事 食事を希望する利用者に合わせた食器類を使用し、必要に応じきざみ食・ミキサー食も提供します。
- (3) 入浴 入浴を行います。寝たままでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- (4) 機能訓練 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため訓練を実施します。
- ・ 日常生活動作に関する訓練
 - ・ レクリエーション
 - ・ 行事的活動
 - ・ 体操
 - ・ 趣味活動等
- (5) 生活相談 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

6. 料金

(1) 利用料金

法定代理受理サービスである場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額又は井原市で定める額に「介護保険負担割合」を乗じた額とします。

但し、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、利用料の全額をご負担いただきます。

なお、食費として一食につき650円は別途いただきます。

(2) 支払い方法

当月の料金を翌月に発行する請求書により現金納入の方法でお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1箇月前までに文書で通知いたします。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者が亡くなった場合

③その他

- ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者及びご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払を1箇月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3箇月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、文書で通知することにより、即座に契約を終了する場合があります。
- ・職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難で、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難な時は、事業所は、居宅介護支援事業所又は保険者である市と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じた上で契約を解除することができます。

8. 秘密保持

(1) 事業所に従事する職員等は、利用者及びその家族に関し業務上知り得た秘密を漏らしません。利用者の契約終了後及びその職を退いた後もまた同様とします。

(2) 事業所は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該利用者及びその家族の個人情報を用いません。

9. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は市町村及び利用者の家族、居宅介護支援事所に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

10. 損害賠償

本会は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

11. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等に連絡し適切な措置を講じます。

主治医	主治医氏名
	連絡先
ご家族	氏名
	連絡先

12. 災害や感染症発生時の対応について

- (1) サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、通所介護及び総合事業通所介護職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携を確認し、災害時には避難の指揮をとり安全確認に努めます。
- (2) 感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

13. 虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生の防止のために、虐待防止の担当者を置き、虐待防止の対策を検討し、周知徹底を行います。また、虐待防止の指針を整備し、定期的な研修を行います。虐待の事実を確認した場合は、速やかに、利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村に報告します。

14. ハラスメントについて

事業所は、適切なサービスの提供を確保するために、次の行為を禁止します。

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

15. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価は、現在のところ実施していません。

サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

説明者

私は、契約書及び契約書別紙、及び重要事項説明書により、事業者からサービスについての説明を受けサービスの開始に同意します。

令和 年 月 日

事業者

〈 住 所 〉 井原市井原町1110番地
〈 事業者名 〉 社会福祉法人井原市社会福祉協議会
〈 代表者名 〉 会長 大 月 仁 志 印

利用者

住 所
氏 名

(代理人)

住 所
氏 名

(続柄:)